

日時：令和7年6月2日（月）

午前10時から正午まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

〔配布資料〕

- 資料1 環境省事業によるツキノワグマに対する県の対応
- 資料2 第四期宮城県ツキノワグマ管理計画の一部改正について【概要】
- 資料3 第四期宮城県ツキノワグマ管理計画新旧対照表
- 資料4 第四期宮城県ツキノワグマ管理計画

1 事務局：(配付資料の確認、議事以降の写真撮影・録画録音禁止の説明、部会委員の紹介を行った)

2 挨拶（砂金自然保護課長より挨拶を行った）

本日、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討委員会のツキノワグマ部会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、本県では、県内の生息数が著しく増加、または生息域が拡大し、人との軋轢が生じているニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、及びツキノワグマの4つの鳥獣に関して、第2種特定鳥獣管理計画を策定し、人との共生が保たれる生息状況を目指して管理事業を実施しております。

特にツキノワグマにつきましては、その生息が豊かな自然環境の指標となる一方、農業被害や林業被害が発生している他、令和5年度は全国でクマ類による人身被害が相次ぎ、平成18年の統計開始以来過去最多を記録するなど、人との軋轢が非常に深刻な問題となっております。

これらの状況を受けまして、国では令和6年2月にクマによる被害防止に向けた対策方針を策定し、今後は被害の低減と個体群の保全を両立しつつ、被害の未然防止に向けた取り組みを強化する方針を示しており、具体的な取り組みとして、昨年4月にはクマが指定管理鳥獣に追加指定されております。

県といたしましても、第4期宮城県ツキノワグマ管理計画及び国の対策方針に基づき、被害対策及び個体数の管理などを行うとともに、今後も人身被害の防止及び農林被害の低減を図りながら、人とツキノワグマが共存できるよう努めてまいりたいと考えております。

本日は、指定管理鳥獣への追加指定にかかる対応状況のご報告とともに、第4期宮城県ツキノワグマ管理計画の一部改正についてご審議いただきたいと考えております。限られた時間ではございますが、よろしく願いいたします。

3 開会（青井部会長より挨拶、開会宣言を行った）

今、課長からもお話がありましたように、昨今、ツキノワグマの市街地への大量出没や人身被害の増加と、様々な軋轢が高まってきている中で、ついに国の方でもクマを指定管理鳥獣に指定し、多様な対策を地域で実施していくことになりました。宮城県でもそれに伴いまして、管理計画の一部変更や、実施をどのようにしていくかといったところの議論が必要であろうかと思っておりますので、本日は皆様の活発なご意見をいただけたらと思っております。それでは、ただ今より県特定鳥獣保護管理計画検討委員会ツキノワグマ部会を開会いたします。

事務局：（定足数の報告が行われ、委員 8 名中 8 名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第 4 条第 2 項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。）

4 情報提供

事務局：議事に先立ち事務局からの「環境省事業によるツキノワグマに対する県の対応」と題し、情報提供を行い、質疑応答を行う。（資料に基づき説明）

部会長：ただいま事務局から説明があった内容について、皆さんからご質問・ご意見があればいただきたい。

大西委員：令和 6 年度の調査結果に関しては、こちらの部会の方にその報告はないのか。出没ルートの推定をしたとか、どのようなルートを使ってきたかとか、ゾーニング管理の効果検証、どのような効果があったのかということが知りたい。今年度実施する分の内容は同様か。

事務局：8月に予定しております次の部会に合わせまして、ご報告の資料をまとめさせていただき改めてご報告をさせていただきたい。

部会長：大西委員と同じ印象を持っており、モデル地域を指定して 2 箇所を実施したのですから、多少なりともその結果が我々も共有できるような状況が欲しかったと思うので、次回からは是非よろしくお願ひしたい。

鶴野委員：捕獲に関して今年度の事業でどのくらいの個体をどの程度捕獲しようという現状での目標値のようなものはあるか。もしあるのであれば、何を根拠にどのくらいの数値を上げたのかを教えてください。

事務局：捕獲頭数についてはまだ決定はしておらず、令和 6 年度ツキノワグマ生息状況等推定調査業務で、行動や出没ルートなど緩衝地帯でどのくらい、どのようなルートで移動しているかというところを調査している。その調査結果から、数頭程度捕獲できればと考えている。

鶴野委員：鳥獣保護管理法第 38 条の改正が今年度あり、緊急に市街地に出没した場合、銃猟を実施することが可能となるが、宮城県の方では罠による捕獲をメインに研修しているが、緊急銃猟に関して何か県として予定していることがあれば教えてください。

事務局：鳥獣保護管理法の改正に伴い、緊急銃猟のガイドライン等が今後公開されると伺っており、そのガイドライン等々が出た後、速やかに県内の市町村と情報共有し、円滑な対応ができるよう考えている。また、例年、市町村、警察、県、猟友会等が集まったの出没時の対応訓練などを実施しており、法改正がされ緊急銃猟が入ってくることを見据える形で、訓練なども実施できればと考えている。

部会長：捕獲をどうするかという議論は非常に大事なところなので、本来であれば推定調査の結果から頭数を議論すべきだったと思う。この事業は山へ行って罠をかけて捕獲するわけで、その気になれば今からでもできるはずなので、非常に大事なその数の議論をするべきだと思うが、今日そのような資料がないので、議論はできない。是非そういう方向で今後も進んでほしいと思う。

大西委員：私も同じ感想を抱いている。まず、宮城県の管理計画で捕獲上限は 470 頭とあるが、これは年度目安なのか。青井部会長がおっしゃった通り、せっかく調査をしたのなら、それはやはり反映していたり、捕獲頭数がある事業で考えるのなら、他にも有害捕獲があったり錯誤捕獲があるわけなので、そこも加味してどの事業で何頭捕獲するかを考える必要がある。やはり年度初めの会議においては捕獲頭数の議論、また例えばもしかしたら今年度末に次年度の検討をするとか、というのもあっていいかなと思う。

事務局：手続き的な部分だが、制度的には指定管理鳥獣の捕獲ができるようになったところで、県の管理計画上に指定管理鳥獣の捕獲事業を実施する旨を改正しなければ捕獲事業を実施できないため、まずは改

正を行い、具体的な取り組みについては今後議論を賜ればと考えている。今回のタイミングで全ての情報を出せればというところだったが、そこは至らず申し訳ない。

今後、470 頭という捕獲上限の設定の部分も、次期の管理計画で上限にするか目標頭数にするかについては、今後皆様方のご意見も頂戴しながら検討を進めたいと考えているところ。

今回の捕獲頭数の部分については、指定管理鳥獣の捕獲が加わることでこの470 頭を超えないよう、有害捕獲と狩猟の捕獲頭数の状況も見ながら、適正な数を見極めたい。

青井部会長：出沒抑制対策実証試験について、去年2つのモデル地域で実施した内容を今年度はそれ以外の市町村でも実施する予定なのか、あるいは引き続き2箇所でも実施するのか。

事務局：今年度についても、市町村は同じく、昨年度調査した地点において対策が不十分だった可能性があるため、同じ場所で十分な対策を行うこと、別の場所でも実施できればと考えている。

部会長：捕獲をどうするかということも考えて実施しないと、上限との兼ね合いもあり、必要だと思うので、8月にそのような議論、少し遅いような気がするが、実施できればと思う。よろしく願いいたしたい。その他ないようなので、次の議論に移る。

5 協議事項

部会長：第4期宮城県ツキノワグマ管理計画の一部改正について審議したいので事務局から説明願う。

事務局：(議事について説明)

青井部会長：説明に関してご質問、ご意見等あればいただきたい。

大西委員：(イ)の「1年以内」について、1年ごとに実施していくということか。そうしたら(エ)のところでは「年度ごとに捕獲数を設定する」とあるので、ここも表現を揃えてはどうか。

2つ目がその直後の「捕獲数」という言葉があるが、これは先ほど議論があった指定管理鳥獣事業の中での捕獲数で、「捕獲数を設定する」となってしまうと、例えば令和7年度の捕獲数という言葉で令和8年度に資料を見た時に、それが実績なのか目標なのか分からない。ここは「捕獲数の目標を設定する」というように、未来を言っていることが分かるようにすると良い。

3つ目は、「指定管理鳥獣捕獲として実施するが数の調整による捕獲は行わないものとする」とありますが、この「が」の前は後ろに対して別に逆説ではないので、例えば「実施して」であったり、「実施する。数の」という風に分けるか、一文でいきたいのであれば「実施しつつ」のように工夫が必要かと思う。

事務局：ご指摘いただいたとおりに修正したい。

部会長：(ニ)の表現、「人に被害を加えたり経済的な損失を発生させる恐れのある個体を特定し」と書いているが、どうやってその特定できるのだろうか。このように書いてしまうと、「どうやってこの個体とこの個体は危険だと特定したのですか」と問われた時に困ってしまうのではないかと。指定管理鳥獣制度のこれまでと違うのは、今までの制度は有害駆除だったが、問題が出てきたから捕獲するのではなく、こちらから緩衝地帯に捕獲しに行くわけなので、「緩衝地帯の生息密度低下を図るため」といった方向の方がよいと感じる。

大西委員：そもそも論になってしまうが、今回のこの第4期管理計画が、第3期から第4期になる時に、当時の事務局がゾーニング管理を入れたいということを主張した。我々は反対したが、押し通された。一方で去年の事務局は会議の中で「やはりゾーニング管理は必要だろう」と話しており、その通りだと思う。

今、部会長がおっしゃっていたところは、まさにそのバッファゾーンでの管理で、昨年環境省が発表した「クマ類による被害防止に向けた対策方針」では、例えば人間のエリアとバッファゾーンの境界から内側200mをさらに管理強化ゾーンとして、今他県でも管理計画を作成しており、

そこを取り入れる準備をしておき、今ここで言っているのはまさにその部分、この管理強化ゾーンと呼ぶようなところだと思う。(宮城県ではゾーニングの考え方が入っていないため) 管理計画の途中でゾーニング管理を入れ直すのは無理だと思うので、残り2年間、工夫して書きぶりを考える必要があるかと思う。

事務局：環境省のガイドライン補足資料によると、緩衝地帯に行つて未然防止のために捕獲するというのが趣旨になっているので、委員のご指摘の通りだと認識している。

一方で、当県のツキノワグマの頭数は他県と比べて少ないため、たくさん捕獲して少なくしてしまうものではないことを、文面でお伝えしたかったというところがあり、少し言いすぎな表現になっていた。そこは改めて環境省の趣旨と照らし合わせながら、委員ご指摘の通り修正を図りたいと考える。

部会長：捕獲上限は定めているわけなので、捕獲しすぎることはあまり心配せず、この指定管理の本来の趣旨である、緩衝地帯のクマの密度を下げるあたりに重きを置いた表現で良いのではないかと思うので検討いただきたい。

鶴野委員：捕獲の上限数については8月の部会で捕獲頭数について議論するというので良いか。また、指定管理鳥獣は、捕獲上限に含んだ上での数という認識で良いかという再確認したい。例えば大量出沒等があった場合でも、この目標もしくは水準上限は変えないということの認識でいいか確認したい。

事務局：捕獲上限の設定というところについて、470頭となっているのは当県のクマの生息頭数は800頭以上ということで、環境省の指針に従って設定しており、次期改正の際に議論することで考えているので今年度議論の対象にしない。また、指定管理鳥獣の捕獲は上限に含まれることとしている。

青井部会長：これで質疑を終了したいと思う。いくつか問題指摘が出たので、その扱いを決めてから終了する。大西委員から具体的な指摘があった、期間の問題で「1年」というのではなく、「1年以内」という記載でいいか。

次に捕獲数を設定するの、「目標」を入れた方が良いのではないかという点。

それから、「が」の使用についての判断はまかせたい。

それと私が先ほど言った問題個体を特定するところの表現で、審議会の方でも意見が出たようだが、もう少し密度を下げるようなニュアンスの表現にした方が良いのではないかと思うが、いかがか。

事務局：ご指摘いただいたところを踏まえ、案文だが、「ツキノワグマの人身被害等の防止を図るため、人の生活周辺の緩衝地帯において、生息密度の低下を図るため、年度ごとに捕獲数を設定する」という形で、「人に危害を加えたり経済的な損失を発生させる恐れのある個体を特定し、」の部分削り、先ほどご指摘のあった「生息密度の低下を図る」という文言を加えさせていただくという形を案としたいが、いかがか。

大西委員：今気づいたが、「緩衝地帯」という言葉がこの計画の中で使われてない。人の生活圏で被害を防ぐことは、ゾーニング管理でいう緩衝地帯の密度を下げたいわけで、個体数を取りたいということよりも密度を下げることだと考える。奥山には何頭いてもらっても構わないので、要するに人里に隣接する森林帯の密度を下げるとか、「緩衝地帯」という言葉を使わずにいくとしたら、そのような表現になるかもしれない。もしくは「緩衝地帯」として注釈をつけ、「緩衝地帯とは」と書くというのものもあるかもしれない。

人里への出沒を防ぐことを目的として人里に隣接する森林での密度を下げると書けば、その問題に指定した恐れのある個体云々といったことは書かなくて済むかと思うので、これから練ってみたい。

部会長：今すぐ結論は出ないようなので、とりあえず緩衝地帯的な場所であることを示すような表現にし、その密度を下げるという文章にすることでいいか。(一同同意)

それでは、具体的な文言については、事務局と私の方のやり取りの中で決めていきたい。皆様、よろしいか。

(異議なし)

それでは、いくつかの指摘のあった点について、おおまかには今事務局の方から修正案が出されたが、さらに詰め切らないところは、私と事務局でやり取りをして、最終的に決めていくという形にして、原案の通り了承するという形でよろしいか。

(異議なし)

部会長：ご異議がないようなので、一部修正をした上で案を了承することにする。以上で本日議事は全て終了し、それでは事務局にお返す。

6 その他

事務局： その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

浅井委員：現場としての意見を申し上げる。最近、昭和時代のクマの感覚では難しくなっているなというのがよく分かってきている。奥山に実がならないとクマは降りてくる。ところが去年あたりから「緩衝地帯」と言われているが、民家の近くまで緩衝地帯がない。クマの生息する場所がなく、餌場がない。それを何とかしない限り、問題は解決しないだろう。里山で生まれたクマはどこにも行くところはない。縄張り争いから外れたクマは人里、都会に出てくると思う。うちの近くで森林が皆伐されたが、また杉の木を植えている。それではクマの餌にはならない。そのようなところから変えていかないと、大変かなと思う。昔は杉を植えろとやっていたが、今は杉が売れないし、山も売れない。そのような状況をどうしていくのかというのも含めて考えないと、クマはいつまで経っても町から去らないと思う。そちらの方も対策しないと、人的被害は減らないのかなと思う。どう考えていくのかというのは、ここだけでなく国も含めてやっていかないといけないのかなと思う。

事務局：現場のそうした貴重なお話を踏まえ、我々も今年度予定している事業など、御意見を反映できるような形で取り組んでまいりたい。

事務局：その他ないようですので、本日ご審議いただきました改定方針を元にし、第4期宮城県ツキノワグマ管理計画の改定案を作成の上、8月頃を目途に当部会及び委員会を開催し、ご審議いただく。なお、本日の議事録については、ご出席いただいた委員の皆様を確認をいただきたい。

以上をもって、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会ツキノワグマ部会の一切を終了します。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。